

資料番号	1
------	---

令和6年5月13日 課名 総務局税務課 担当者 課長 横田 電話 082-513-2319	令和6年5月13日 課名 商工労働局観光課 担当者 課長 石濱 電話 082-555-2010
--	--

## 宿泊税導入の検討再開について

### 1 趣旨

G7広島サミットの開催効果等により、本県の観光需要は順調に回復していることから、新型コロナウイルス感染症の影響により中断していた宿泊税導入の検討を再開する。

### 2 これまでの経緯

平成30年4月	新たな財源確保策の庁内検討を開始
平成30年11月	広島県観光立県推進会議に、外部有識者を含めた「部会」を設置
平成31年4月	<u>広島県観光立県推進会議において、法定外目的税として宿泊税を導入することが適当との意見を取りまとめ</u>
令和2年度以降	コロナ禍を踏まえ、検討を中断
令和5年1月	<u>ひろしま観光立県推進基本計画に「観光振興施策の実施に必要な新たな財源について適切な時期に導入できるよう検討を行う」と明記</u>

### 3 広島県観光立県推進会議における取りまとめの概要

#### (1) 本県観光の課題解決に向けた施策

これまで以上の誘客等を図るため、現状では対応できていない課題を解決するとともに、観光客数の増加等による課題に対して早期に対応する必要がある。

#### (2) 観光振興施策の実施に必要な財源の検討

##### ①財源確保に向けた方向性

- ・観光振興という特定の費用に充てるために課すことを踏まえて、法定外目的税が適当
- ・対象者や行為場所の特定が可能である点や、経済的な負担能力、受益の程度を考慮し、宿泊行為に対して負担を求める宿泊税を導入することが適当 など

##### ②制度設計及び用途の整理に当たっての留意点

- ・税率については、総合的かつ慎重に判断
- ・新たな行政需要に対応するために徴収するものという趣旨を踏まえて取り組むことなど

### 4 今後の進め方

- 本県が観光分野における世界間・地域間競争に打ち勝ち、観光を県経済の成長を支える産業の一つとしていくため、コロナ禍以降の状況変化や、オーバーツーリズム対策、観光関連事業者の人的リソース不足などの新たな課題等を踏まえた税制度の設計や用途の検討を行う。
- 導入時期については、最近の急速な観光需要の回復や他自治体の導入・検討状況等を鑑み、できるだけ早期に導入できるよう検討を進めていく。
- 検討に当たっては、宿泊事業者をはじめとした観光関連事業者などへのヒアリング等を丁寧に行う。

## 【参考 1】広島県観光立県推進会議の取りまとめ [H31.4] (抜粋)

### (1) 本県観光の課題解決に向けた施策

- ・ 災害からの早期回復やオリンピック・パラリンピック等の好機を着実に活かし、これまで以上の誘客等を図るため、現状では対応できていない課題を解決するとともに、観光客数の増加等による課題に対して早期に対応する必要がある。

### (2) 観光振興施策の実施に必要な財源の検討

#### ①財源確保に向けた方向性

- ・ 安定的かつ継続的に一定規模以上の財源を確保する観点、受益者の範囲や受益の程度の観点を踏まえると、施策の最大の受益者と考えられる旅行者に地方税として広く負担を求めることが望ましく、観光振興という特定の費用に充てるために課すことを踏まえて、法定外目的税が適当。
- ・ 対象者や行為場所の特定が可能である点や、経済的な負担能力、受益の程度を考慮し、宿泊行為に対して負担を求める宿泊税を導入することが適当。

#### ②制度設計及び使途の整理に当たっての留意点

- ・ 税率については、総合的かつ慎重に判断するとともに、制度について一定期間を目安に見直しを行うこと。
- ・ 区分した予算管理や基金創設を検討すること。
- ・ 納税者や県民、特別徴収義務者(宿泊事業者)に対して、税の趣旨や制度について理解が得られるよう、積極的な周知を行うこと。
- ・ 徴収開始時期については、準備期間を確保すること。
- ・ 取り組んできた施策へ財源を振り替えるのではなく、新たな行政需要に対応するために徴収するものであるという趣旨を踏まえて取り組むこと。
- ・ 初期投資的なもの、継続運用的なものがあるため、その時々々の環境変化を踏まえて、必要と判断された施策に優先順位を付けて取り組むこと。
- ・ 負担を伴ってでも広島へ来たくなるような受入環境整備や魅力づくり等を行うこと。
- ・ 国内外プロモーションについては、 応益負担の観点から、負担者が旅行期間中に受ける受益とは言えないものもあり、使途として検討する際には留意すること。

## 【参考2】他団体の導入状況

### ○ 導入自治体（3都府県6市町）

自治体 (導入年)	税率 1人1泊宿泊料金(素泊まりの料金)		税込	特徴
東京都 (2002年)	10,000円未満	0円	約27.0億円 (2019年度)	
	10,000円以上15,000円未満	100円		
	15,000円以上	200円		
大阪府 (2017年)	7,000円未満	0円	約12.4億円 (2019年度)	
	7,000円以上15,000円未満	100円		
	15,000円以上20,000円未満	200円		
	20,000円以上	300円		
京都市 (2018年)	20,000円未満	200円	約42.0億円 (2019年度)	
	20,000円以上50,000円未満	500円		
	50,000円以上	1,000円		
金沢市 (2019年)	20,000円未満	200円	約7.7億円 (2019年度)	
	20,000円以上	500円		
倶知安町 (2019年)	宿泊料金に対して	2%	平年度(見込) 約3.8億円	定率制
福岡県 (2020年)	福岡市・北九州市以外	200円	平年度(見込) 約15.0億円	福岡市、北九州市は 市税も課税される
	福岡市・北九州市	50円		
福岡市 (2020年)	20,000円未満	150円	平年度(見込) 約18.2億円	県税50円と合算して 徴収される/宿泊客の 入湯税を減額
	20,000円以上	450円		
北九州市 (2020年)	宿泊料金に対して	150円	平年度(見込) 約3.0億円	県税50円と合算して 徴収される
長崎市 (2023年)	10,000円未満	100円	平年度(見込) 約4.4億円	
	10,000円以上20,000円未満	200円		
	20,000円以上	500円		

### ○ 導入検討中の自治体（5道県、28市町村）《報道ベース》

- ・北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、富良野市、北広島市、ニセコ町、美瑛町、斜里町、占冠村、赤井川村、留寿都村
- ・弘前市
- ・宮城県、仙台市
- ・秋田市
- ・千葉県、浦安市
- ・長野県、白馬村、阿智村
- ・熱海市 [2025.4 予定]
- ・松江市 [2025 年度中を予定]
- ・熊本市
- ・沖縄県、宮古島市、石垣市、恩納村、北谷町、本部町